

## 【JISR事業概要】

- 事業名：シリア平和への架け橋・人材育成プログラム(JISR)
- <https://www.jica.go.jp/syria/office/others/jisr/index.html>
- 対象者：レバノン、ヨルダンでUNHCRによって難民として確認されたシリア人
- 目的：平和構築及び内戦終了後の復興、シリアと日本の架け橋となる人材の育成
- 受入期間：2017年から5年間、年間20名程度（5年間で最大100名）
- 専攻分野：工学、情報通信、経営学、農業、社会科学、日本語・日本文化等
- プログラムの特徴：
  - ①難民に対する配慮として、家族を含めた受入及び支援を実施
  - ②修士課程修了後にシリアへの帰国が困難である可能性を考慮し、日本国内での就業を視野にインターンシップ機会の提供などの就職支援や日本語能力向上の支援を実施

## 【大学院修了予定時期・インターンシップ実施時期】

大学の長期休暇に合わせ、春期2～3月頃、夏期7～9月頃に1週間から1ヶ月程度の実施。  
 時期、期間については個別相談可能。※卒業予定時期は、大学毎の受入年数により異なる。

	2020.9～2021.3	2021.7～9	2022.2～3	2022.7～9	2023.2～3	2023.7～9
2018年度 来日生	5名修了済	7名修了予定				
2019年度 来日生	夏期・春期 インターンシップ	夏期インターン シップ		12名修了予定		
2020年度 来日生			春期インターン シップ	夏期インターン シップ	春期インターン シップ	6名修了予定

## 【連絡先】

独立行政法人国際協力機構（JICA）国内事業部大学連携課（JISR担当）

TEL：03-5226-8734、Email:tatuc-jisr@jica.go.jp

## 1. 経費支給

### 【JICA負担】

- ① 研修員の居住地から実施場所最寄りの宿泊先までの往復交通費（実費）
- ② 実施中の宿泊費（実費）※上限はJICA別途規定有り
- ③ 研修員の居住地または最寄りの国内機関から実施企業まで通う場合の往復交通費（上限：片道840円）
- ④ 実施中、片道50km以上の移動が発生する場合、税込3万円を上限として、交通費（実費）を支給。インターンシップが2週間（14日）以上の長期にわたる場合は、2週間ごとに3万円を上限として支給。
- ⑤ インターンシップ保険への加入費用。財物および身体賠償事故への保障が対象。研修員本人の怪我は、付保済の海外旅行保険の適用対象となる。

※JICAから、謝金を含め受入企業への支払いは不可。

※受入企業から、研修員への謝金、報酬、日当等のお支払い不要。

## 2. 企業情報および研修員個人情報の取り扱い

- ① 研修員は、インターンシップ実施中に知り得た企業情報等に関して、一切口外しないことを誓約書に署名し、JICAに提出。
- ② 受入企業は、「インターンシップの受け入れに係る研修員の個人情報取扱い及び不正腐敗行為の防止について」を理解し、署名した上でインターンシップを受け入れることとする。

## 3. その他

インターンシップ実施のための通訳は備上しません。

### 【インターンシップ事例】

・A社（外資系コンサルタント）

- 期間：2週間
- 受入人数：3名
- 受入言語：英語
- インターンシップ内容：チームを組んで個別のプロジェクトを実施

・B社（エネルギー系企業）

- 期間：2週間
- 受入人数：2名
- 受入言語：英語
- インターンシップ内容：社員の監督のもと、既存の発電所において市場調査やニーズや課題の調査